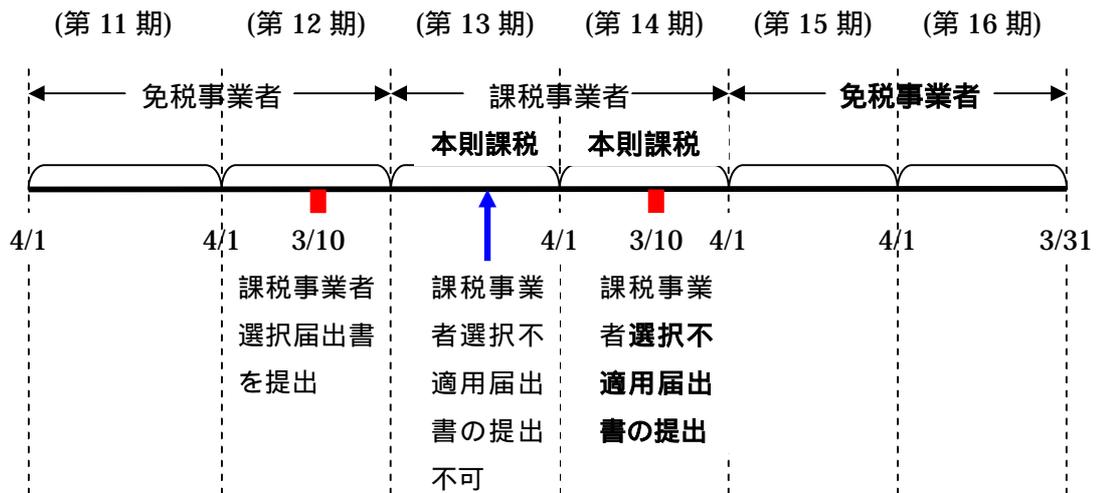


(事例1)

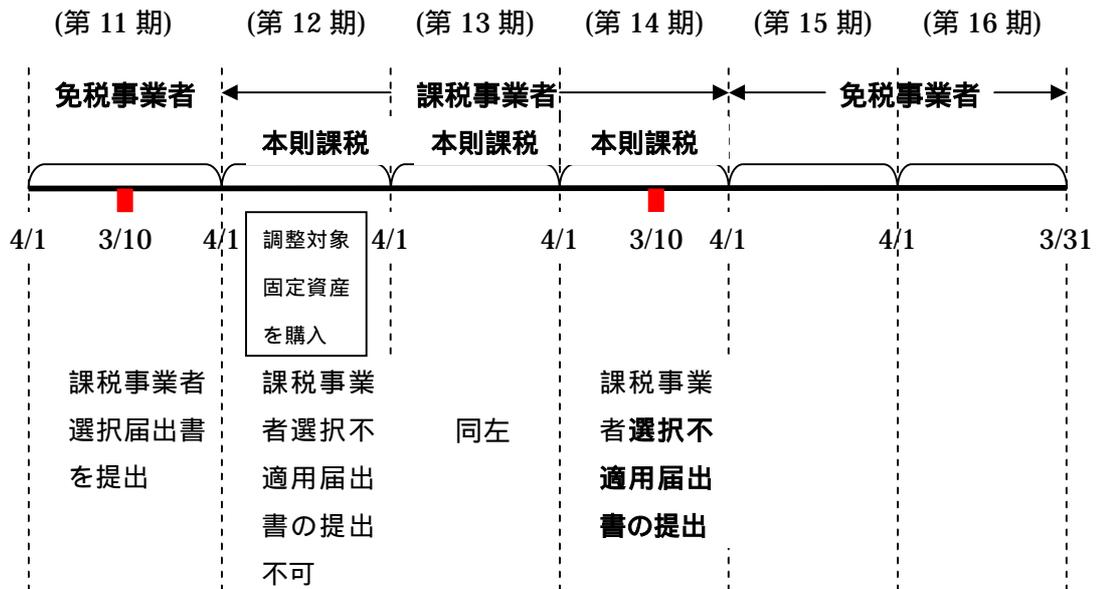
課税事業者となった後、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出して免税事業者に戻る事例



(注) 「消費税課税事業者選択届出書」を提出すると、原則として2年間は免税事業者に戻れません。「消費税課税事業者選択不適用届出書」は、新たに課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以降であれば提出できます。(消法9)

(事例2)

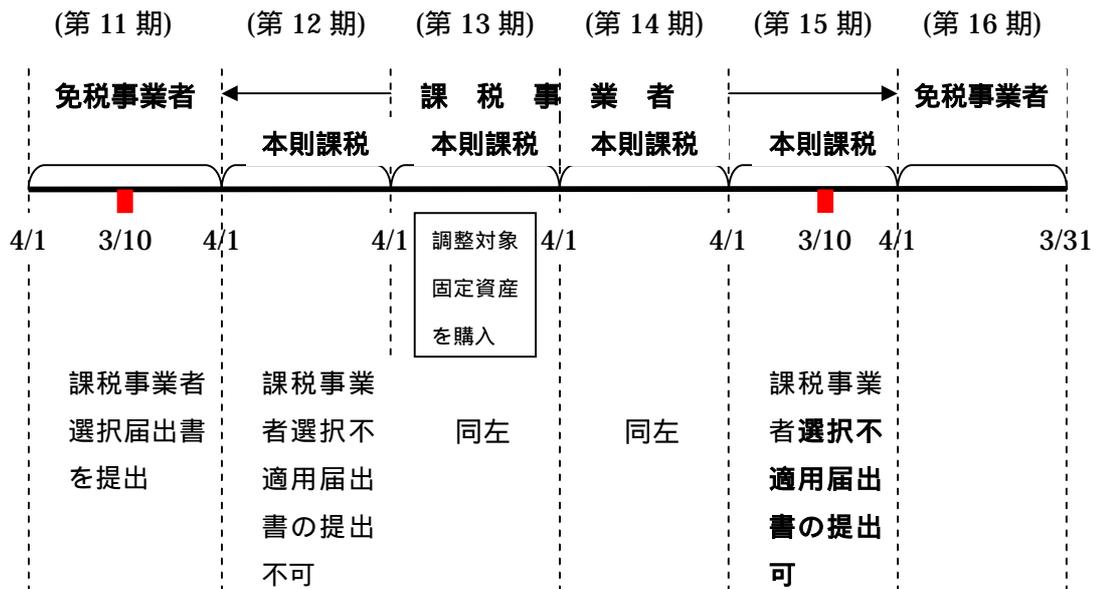
課税事業者になった課税期間の1期目に調整対象資産を購入し、その後、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出して免税事業者に戻る事例



(注)「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者になった1期目の課税期間に調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合には、原則として3年間は免税事業者に戻れません。「消費税課税事業者選択不適用届出書」は、課税事業者となった課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以降であれば提出できます。(消法9)

(事例3)

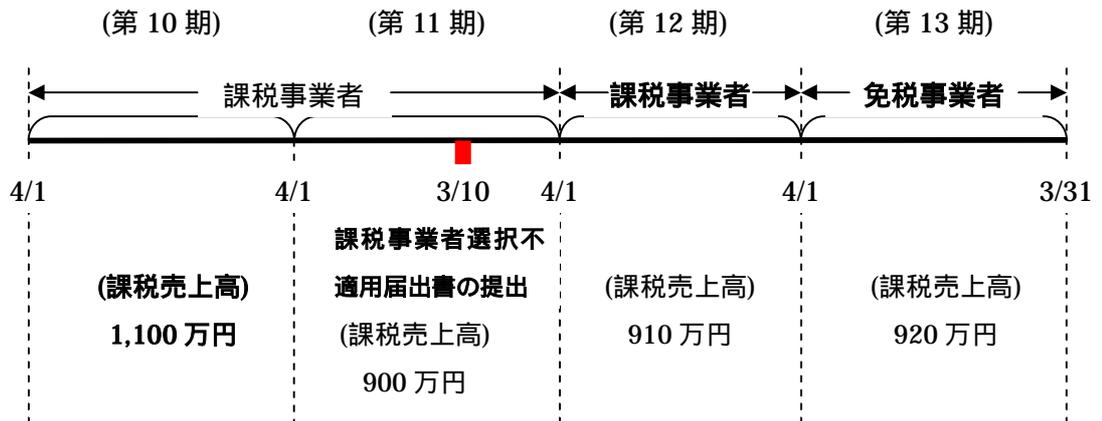
課税事業者になった課税期間の2期目に調整対象資産を購入し、その後、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出して免税事業者に戻る事例



(注)「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者になった2期目の課税期間に調整対象固定資産の課税仕入れを行った場合には、原則として4年間は免税事業者に戻れません。「消費税課税事業者選択不適用届出書」は、課税事業者となった課税期間の初日から4年を経過する日の属する課税期間の初日以降であれば提出できません。(消法9)

(事例4)

「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しても基準期間の課税売上高が1,000万円を超えている場合は納税義務が免除されない事例



(注) 基準期間の課税売上高が1,000万円を超えている場合は、たとえ、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出していても納税義務は免除されず、自動的に課税事業者として扱われます。

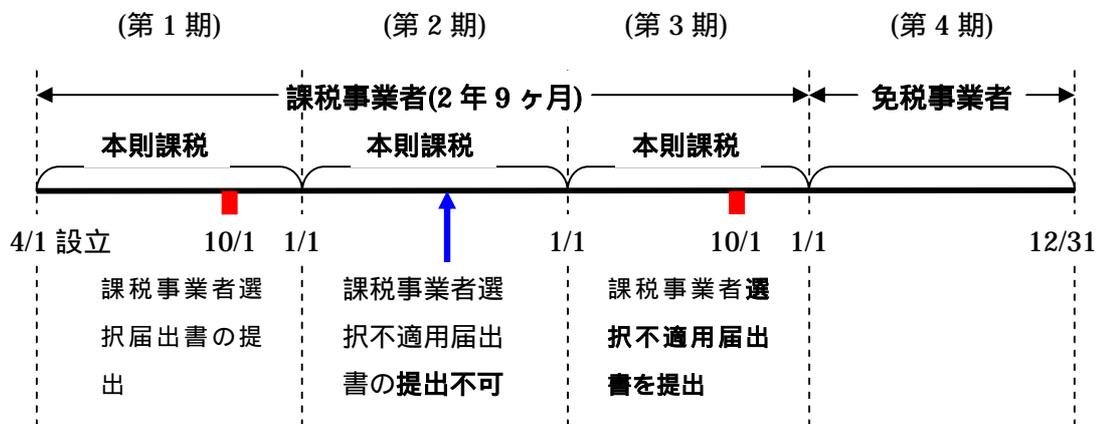
(事例5)

事業開始の場合の拘束期間に関する事例(法人と個人事業者の取扱いの違い)

新規に開業した資本金1千万円未満の法人又は個人事業者が、輸出免税取引を行い消費税の還付を受けるために課税事業者を選択したとします。

これらの事業者が免税事業者に戻るための「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出時期は、法人の場合と個人事業者の場合とは異なります。

4月1日に設立した法人の場合(決算月:12月)



4月1日に開業した個人事業者の場合

